

小中連携、一貫教育推進のための教育課程の基準の特例の創設の必要性について

1. 検討の背景

小中連携、一貫教育を推進している地方公共団体、学校において、研究開発学校制度や教育課程特例校制度といった教育課程の基準の特例を活用した取組が一定程度見られるところ。

仮に、既存の教育課程特例校制度における特例では、小中連携、一貫教育の推進にあたり不十分な点がある等の場合には、教育課程の基準の新たな特例措置を講じることについて検討する必要がある。

2. 教育課程特例校制度における指導内容の移行について

(1) 教育課程特例校の指定の要件

- ① 学習指導要領等において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている内容事項が、特別の教育課程において適切に取り扱われていること。ただし、異なる種類の学校間の連携により一貫した特別の教育課程を編成する場合、当該特別の教育課程全体を通じて、内容事項が適切に取り扱われていること。
- ② 総授業時数が確保されていること。
- ③ 児童又は生徒の発達段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系的性に配慮がなされていること。
- ④ 保護者への経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。
- ⑤ 児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

(2) 教育課程特例校制度において可能な指導内容の移行

- ① 小学校段階及び中学校段階の学年間における指導内容の移行
 - ② 小学校と中学校の指導内容の入れ替え
 - ③ 小学校から中学校への指導内容の移行
 - ④ 中学校から小学校への指導内容の移行
- ①～④（中高一貫教育制度における特例に対応）については、上記（1）の要件を満たし、特例を活用する上で必要性があると認められれば、教育課程特例校制度における特例として認められ得る。

3. 小中連携、一貫教育推進のための教育課程の基準の特例の創設の必要性について

教育課程特例校として指定されるためには文部科学省への申請が必要となる。文部科学省への申請を要することなく、設置者の判断で小・中学校段階の指導内容の入れ替え等ができるよう、新たな「小中一貫教育制度」(仮称)を創設する必要性、意義があるか。

※ 中高一貫教育制度の概要については、別紙参照。

中高一貫教育校の種類

「中等教育学校」

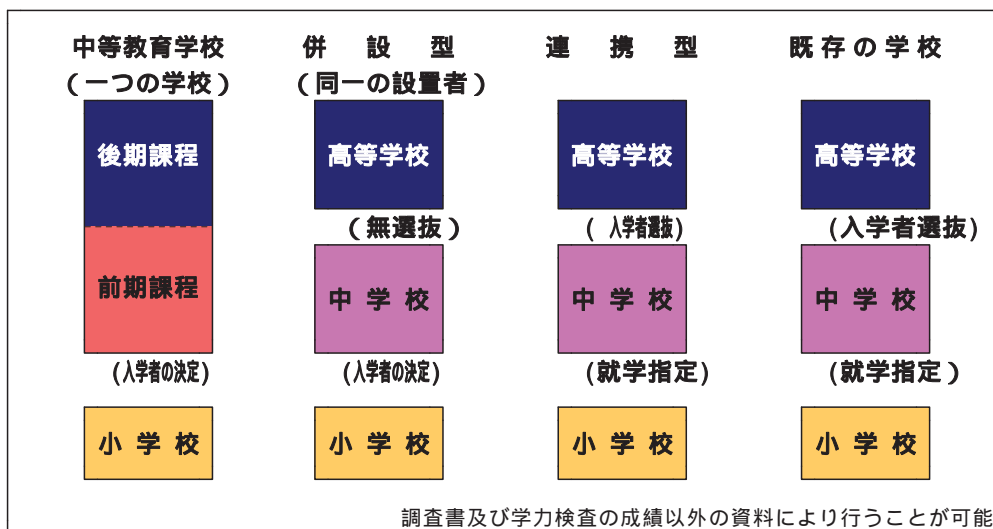
一つの学校として、6年間一体的に中高一貫教育を行う。

「併設型」の中学校・高等学校

高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続する。

「連携型」の中学校・高等学校

市町村立中学校と都道府県立高等学校など、異なる設置者間でも実施可能な形態であり、中学校と高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で中高一貫教育を実施する。

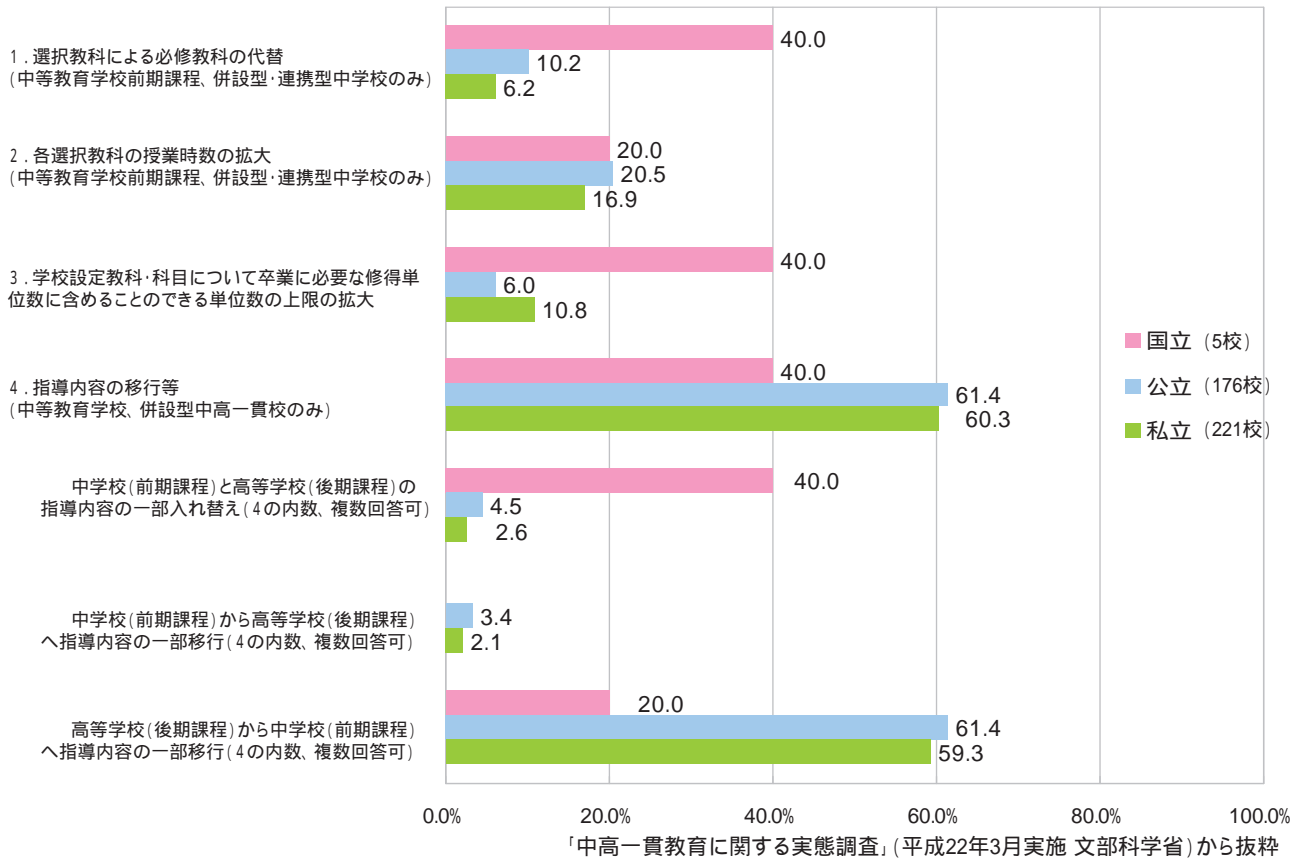


中高一貫教育校における特例

	一般の中学校・高等学校	中等教育学校・併設型	連携型
選択教科による必修教科の代替		必修教科の授業時数を、年間70単位時間の範囲内で減じ、当該必修教科の内容を代替することができる内容の選択教科の授業時数に充てることができる。	
中学校段階 各選択教科の授業時数(1)	第1学年： 年間30単位時間以内 第2、3学年： 年間70単位時間以内	特に必要がある場合は、左の時間を超えて各学校が定めることができる。	
指導内容の移行(2)		<p>中学校と高等学校との指導内容の入れ替え 前期課程(中学校)と後期課程(高等学校)の指導内容の一部を相互に入れ替えが可能。</p> <p>中学校から高等学校への指導内容の移行 前期課程(中学校)の指導内容の一部を後期課程(高等学校)へ移行することが可能。</p> <p>高等学校から中学校への指導内容の移行 後期課程(高等学校)の指導内容の一部を前期課程(中学校)へ移行することが可能。この場合、後期課程(高等学校)で再履修しないことが可能。</p>	
高等学校段階 普通科における単位数	普通科における「学校設定科目」・「学校設定教科」について卒業に必要な修得単位数に含めることのできる単位数の上限 20単位まで	30単位まで (3)	

- 各選択教科の授業時数の拡大の特例については、新学習指導要領の実施により選択教科の授業時数の定めがなくなることに伴い、平成24年度より廃止される。
- 指導内容の移行について、中等教育学校・併設型では、平成24年度より中学校段階内における指導内容の一部を移行することが可能となる。
- 普通科における「学校設定科目」・「学校設定教科」について、中高一貫教育校では、平成24年度より卒業に必要な修得単位数に含めることのできる単位数の上限が36単位に拡大。

教育課程の基準の特例の活用状況(国公私別)



教育課程の基準の特例を活用した成果(全体)

成果	特例	左記の成果はどの特例の活用によるものか (成果があったとする学校がどの特例による成果と考えているか)						
		教育課程の基準の特例を活用した学校の内、成果があったとする学校の割合	選択教科による必修教科の代替 (中等教育学校前期課程、併設・ 連携型中学校)	各選択教科の授業時数の拡大 (中等教育学校前期課程、併設・ 連携型中学校)	学校設定教科科目について卒業 に必要な修得単位数に含めるこ とのできる単位数の上限の拡大 (中等教育学校後期課程、併設・ 連携型高等学校の普通科のみ)	中学校(前期課程)と高等学校 (後期課程)の指導内容の一部入 れ替え	中学校(前期課程)から高等学校 (後期課程)への指導内容の一部 移行	高等学校(後期課程)から中学校 (前期課程)への指導内容の一部 移行
特色ある教育課程の編成が可能		66.2	17.3	24.8	14.3	3.0	2.3	73.7
学習内容の重複を省くことにより、 効率的な教育が行える		51.2	1.9	8.7	0	7.8	3.9	96.1
学習内容の系統性に配慮した、 効果的な教育が行える		62.2	4.8	13.6	3.2	3.2	3.2	92.8
学力の定着・向上につながっている		64.2	9.3	24.0	6.2	3.1	3.9	80.6
生徒・保護者の満足度が向上		41.3	16.9	30.1	6.0	3.6	1.2	75.9
その他		2.5						

「中高一貫教育に関する実態調査」(平成22年3月実施 文部科学省)から抜粋